

砂川市規則第10号
令和8年3月31日

砂川市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

砂川市職員の旅費に関する条例（昭和51年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1章の前に次の目次を付する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 普通旅費（第7条—第13条の2）
- 第3章 特別旅費（第14条）
- 第4章 移転旅費（第15条—第18条）
- 第5章 外国旅費（第19条）
- 第6章 雑則（第20条—第27条）

附則

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「第204条」を「第204条第3項」に、「定めることを目的とする」を「定めるものとする」に改める。

第2条各号を次のように改める。

- (1) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及び市長が別に定めるその附属の島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。
- (2) 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- (3) 出張 職員が公務のため、一時その勤務場所（常時勤務する勤務場所のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行することをいう。
- (4) 赴任 本市の要請により召致された職員がその任用に伴う移転のため、住所若しくは居所から勤務場所に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧勤務場所から新勤務場所に旅行することをいう。
- (5) 遺族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。
- (6) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第6項において同じ。）を締結したものをいう。

(7) 家族 内国旅行にあつては職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあつては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするものをいう。

(8) 扶養親族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。

第3条第1項中「又は」を「、又は」に、「旅費」を「、旅費」に改め、同条第2項中「当該各号」を「、当該各号」に改め、同項第1号中「、赴任」を「赴任」に、「当該」を「、当該」に改め、同項第2号中「当該」を「、当該」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 職員又は職員以外の者が、市の機関の依頼又は要求に応じ公務の遂行を補助するため旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。

第3条に次の3項を加える。

4 第1項から第3項までの規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第4条の2において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうち、その者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

5 第1項から第3項までの規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

6 第1項から第3項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条の見出しを「（旅行命令等）」に改め、同条第1項を次のように改める。

次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。

- (1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令
- (2) 前条第3項の規定に該当する旅行 旅行依頼

第4条第2項中「出張命令権者」を「旅行命令権者」に、「及び郵便等」を「、郵便等」に、「出張命令を」を「、旅行命令等を」に改め、同条第3項中「出張命令権者」を「旅行命令権者」に、「出張命令を変更（取消を含む。以下同じ。）する必要があると認めた場合には、変更する」を「旅行命令等の変更をする必要があると認める場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をする」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令書又は旅行依頼書（以

下「旅行命令書等」という。)に、規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知しなければならない。ただし、旅行命令書等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。

第4条に次の2項を加える。

- 5 前項ただし書の規定により旅行命令書等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令書等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。
- 6 旅行命令書等の記載事項及び様式は、規則で定める。

第4条の次に次の2条を加える。

(旅行命令等に従わない旅行)

- 第4条の2 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等(前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。
- 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに、旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。
 - 3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の種目及び内容)

- 第4条の3 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、日当、宿泊費、包括宿泊費、移転料、着後滞在費、家族移転費、食卓料、渡航雑費及び死亡手当とする。
- 2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
 - 3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
 - 4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。
 - 5 その他の交通費は、鉄道(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法(大正10年法律第76号)第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。以下同じ。)を除いた陸路旅行について、実費額又は路程に応じ1キロメートル当たりの定額により支給する。
 - 6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。
 - 7 宿泊費は、第13条の額を上限とした実費額により支給する。ただし、宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、同条の額を超えて当該宿泊に要する費用の額を支給する。
 - 8 包括宿泊費は、第13条の2に規定する合計額により支給する。
 - 9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、第16条第1項ただし書に規定する上限額を上限とした実費額により支給する。
 - 10 着後滞在費は、第17条に規定する額を支給する。

- 11 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転について支給する。
- 12 食卓料は、外国旅行における水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。
- 13 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費について、実費額により支給する。
- 14 死亡手当は、第3条第2項第2号の規定に該当する場合について、定額により支給する。

第5条本文中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして第8条から第11条第1項まで、第13条、第13条の2、第16条から第18条まで及び第19条第3項に規定する種目及び内容（日当及び死亡手当の部分を除く。）に基づき」を加え、同条ただし書中「、天災」を「天災」に改める。

第6条を次のように改める。

（旅費の請求手続）

- 第6条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）に必要な資料を添えて、これを当該旅費の支出又は支払をする者（以下「支出命令者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。
- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
 - 3 市長は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。
 - 4 市長は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、市長がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。
 - 5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものをいう。次項において同じ。）をもって提出することができる。
 - 6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、市長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。
 - 7 第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項、第2項及び第3項に規

定する期間並びに第4項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、規則で定める。

第7条から第11条までを次のように改める。

(普通旅費の種目)

第7条 普通旅費は、第3章の特別旅費及び第4章の移転旅費を除いた内国旅行の旅費とする。

2 普通旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、日当、宿泊費及び包括宿泊費とする。

(鉄道賃)

第8条 鉄道賃は、鉄道を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級（市長、副市長及び教育長が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

(船賃)

第9条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級（市長、副市長及び教育長が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

(航空賃)

第10条 航空賃は、次に掲げる旅客運賃及び座席指定料金並びにこれらの費用に付随する費用による。

- (1) 搭乗に要する運賃
- (2) 座席指定料金を徴する場合には、前号に掲げる運賃のほか、座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他これに類するものをいう。次条第1項において同じ。）により移動する場合には、最下級（市長、副市長及び教育長が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第11条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める交通用具を利用する移動に要する費用

2 前項第5号に掲げる費用は、全路程（同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る路程を除く。）を通算して計算するものとし、1キロメートルにつき37円とする。

3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

第12条ただし書中「の出張」を「の旅行」に、「日帰り出張」を「日帰り旅行」に改める。

第13条を次のように改める。

(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して別表第2に定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

第2章中第13条の次に次の1条を加える。

(包括宿泊費)

第13条の2 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第8条から第11条までの規定による費用及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

第14条を次のように改める。

(研修旅費の種目及び内容)

第14条 特別旅費は、研修、講習、視察その他これに類する目的のために派遣する場合の研修旅費とする。

2 研修旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、日当、宿泊費及び包括宿泊費とする。

3 前項の日当は、別表第3により定額で支給する。

4 第2項の鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費は、普通旅費の支給の例による額により支給する。

第15条の見出し中「種類」を「種目」に改め、同条中「移転旅費」の次に「の種目」を加え、「着後手当及び扶養親族移転料」を「着後滞在費及び家族移転費」に改める。

第16条から第18条までを次のように改める。

(移転料)

第16条 移転料は、赴任に伴い住所又は居所を移転した職員に対して普通旅費のほか、赴任の際の家財の運搬等の実費額により支給する。ただし、その額が、別表第4の区分に応じて定める上限額を超えるときは、当該定める額を支給する。

2 前項に規定するもののほか、赴任の際扶養親族を移転しなかった職員が赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合の移転料の額は、同項の規定に準じて算定した額による。

3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項に規定する期間を延長することができる。

(着後滞在費)

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び旅行中の日数に応じた日当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族(赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。)を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した第8条から第11条までの費用、宿泊費、包括宿泊費、日当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地(赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

第19条を次のように改める。

(外国旅費の種目及び内容)

第19条 外国旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、日当、宿泊費、包括宿泊費、食卓料、渡航雑費及び死亡手当とする。

2 日当及び食卓料は、別表第5の定額により支給する。

3 第1項の鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、渡航雑費及び死亡手当は、国家公務員の例に準じ市長が定める額を支給する。

第6章の章名を次のように改める。

第6章 雑則

第21条第2項中「第2条第4号」を「第2条第5号」に改める。

第22条から第25条までを次のように改める。

(旅費の支給額の上限)

第22条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第8条第1項各号、第9条第1項各号、第10条第1項各号及び第11条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第5条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、移転料、着後滞在費（日当に相当する部分を除く。）、家族移転費（日当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第13条、第13条の2、第16条から第18条まで及び第19条第3項並びに第5条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第23条 旅行命令権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超える部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 旅行命令権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長に協議して定める旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第24条 旅行命令権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項又は第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が同項若しくは同条の規定による旅費に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費

として支給するものとする。

(旅費の返納)

第25条 支出命令者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

第26条の見出しを「(委任)」に改め、同条を第27条とし、第25条の次に次の1条を加える。

(監督)

第26条 総務部長は、この条例の適正な執行を確保するため、各部長に対して、この条例の執行状況に関する資料若しくは報告を求め、実地監査を行い、又はこの条例の執行について必要な措置を求めることができる。

別表第1(第11条、第12条、第13条関係)から別表第3(第14条関係)までを次のように改める。

別表第1(第12条関係)

普通旅費の日当(1日につき)

級区分		支給額	
		道内	道外
1級	特別職	円 2,300	円 2,700
2級	上記以外の職員	2,000	2,400

別表第2(第13条関係)

宿泊費基準額(1夜につき)

区分	1級	2級
	特別職	左記以外の職員
北海道	18,000円	13,000円
青森県	15,000円	11,000円
岩手県	13,000円	9,000円
宮城県	14,000円	10,000円
秋田県	15,000円	11,000円
山形県	14,000円	10,000円
福島県	11,000円	8,000円

茨城県	15,000 円	11,000 円
栃木県	14,000 円	10,000 円
群馬県	14,000 円	10,000 円
埼玉県	27,000 円	19,000 円
千葉県	24,000 円	17,000 円
東京都	27,000 円	19,000 円
神奈川県	22,000 円	16,000 円
新潟県	22,000 円	16,000 円
富山県	15,000 円	11,000 円
石川県	13,000 円	9,000 円
福井県	14,000 円	10,000 円
山梨県	17,000 円	12,000 円
長野県	15,000 円	11,000 円
岐阜県	18,000 円	13,000 円
静岡県	13,000 円	9,000 円
愛知県	15,000 円	11,000 円
三重県	13,000 円	9,000 円
滋賀県	15,000 円	11,000 円
京都府	27,000 円	19,000 円
大阪府	18,000 円	13,000 円
兵庫県	17,000 円	12,000 円
奈良県	15,000 円	11,000 円
和歌山県	15,000 円	11,000 円
鳥取県	11,000 円	8,000 円
島根県	13,000 円	9,000 円
岡山県	14,000 円	10,000 円
広島県	18,000 円	13,000 円
山口県	11,000 円	8,000 円
徳島県	14,000 円	10,000 円
香川県	21,000 円	15,000 円
愛媛県	14,000 円	10,000 円
高知県	15,000 円	11,000 円
福岡県	25,000 円	18,000 円
佐賀県	15,000 円	11,000 円
長崎県	15,000 円	11,000 円
熊本県	20,000 円	14,000 円
大分県	15,000 円	11,000 円

宮崎県	17,000 円	12,000 円
鹿児島県	17,000 円	12,000 円
沖縄県	15,000 円	11,000 円

別表第3（第14条関係）

研修旅費の日当（1日につき）

区分			支給額	備考
			日当	
宿泊施設のある場合		道内	円 1,800	講習等を実施する機関により示された派遣に要する経費（食事料を別途必要とする場合はその食事料）については、加算する。
		道外	2,200	
宿泊施設のない場合	研修期間のうち7日目まで	道内	2,000	
		道外	2,400	
	研修期間のうち8日目以降	道内	1,800	
		道外	2,200	

別表第3（第14条関係）の次に次の2表を加える。

別表第4（第16条関係）

移転料の上限額

級区分		旧勤務場所及び新勤務場所がいずれも北海道内である場合	旧勤務場所又は新勤務場所のいずれかが北海道外である場合
1級	特別職	円 374,000	円 558,000
2級	上記以外の職員		

別表第5（第19条関係）

外国旅費の日当及び食卓料

級区分		日当 (1日につき)			食卓料 (1夜につき)
		甲地方	乙地方	丙地方	
1級	特別職	円 6,200	円 5,000	円 4,500	円 6,700
2級	上記以外の職員	5,200	4,200	3,800	5,800

備考

甲地方とは、北米地域、欧州地域及び中近東地域として市長が定める地域をいい、丙地方とは、

アジア地域（本邦を除く。）、中南米、大洋州地域、アフリカ地域及び南極地域として市長が定める地域をいい、乙地方とは、甲地方及び丙地方の地域以外の地域（本邦を除く。）をいう。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の砂川市職員の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第2条第3号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前にこの条例による改正前の砂川市職員の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項に規定する出張命令権者が同項に規定する出張命令を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に同項に規定する出張命令権者が同項に規定する出張命令を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第3号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等の変更をする旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 3 新条例第3条第4項及び第5項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項から第3項までの規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項から第3項までの規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。
- 4 新条例第25条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

（砂川市特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 5 砂川市特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例（平成10年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「別表第1及び別表第3に規定する1級に区分する者に支給する額とする。この場合において、100キロメートル未満の地への日帰りの旅行」を「に基づく常勤の特別職に対する旅費の支給の例による。ただし、100キロメートル未満の地への日帰りの旅行（市内の旅行を除く。）」に改める。

第6条第1項中「に定める旅費」を「に基づく常勤の特別職の支給の例による旅費に相当する額」に改める。

（砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 6 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（平成20年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「別表第1及び別表第3に規定する1級に区分する者に支給する額とする。この場合において、100キロメートル未満の地への日帰りの旅行」を「に基づく常勤の特別職に対する旅費の支給の例による。ただし、100キロメートル未満の地への日帰りの旅行（市内の旅行を除く。）」に改める。

第8条中「に定める旅費」を「に基づく常勤の特別職の支給の例による旅費に相当する額」に改める。

（砂川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

7 砂川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第25条第2項中「に定める額とし、同条例別表第1に規定する2級の区分を適用する」を「に基づく一般職の職員に対する旅費の支給の例による」に改める。

（市の機関の要求により出頭、参加又は旅行した者の費用弁償条例の一部改正）

8 市の機関の要求により出頭、参加又は旅行した者の費用弁償条例（昭和31年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「に定める旅費」を「に基づく一般職の職員の支給の例による旅費に相当する額」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、市外在住者である公述人が、宿泊の必要がなく、かつ、道外に在住していない場合にあっては、日額2,000円に旅費条例に基づく一般職の職員の支給の例による旅費（鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費に限る。）に相当する額を加算した額を支給する。

3 公務補助者に対しては、費用弁償として第1項に規定する旅費に相当する額を支給する。ただし、市長が必要であると認めるときは、旅費条例第12条ただし書の規定にかかわらず、日当を支給することができるものとする。

（砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

9 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成25年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第8条中「の規定による常勤の特別職の職員」を「に基づく常勤の特別職に対する旅費の支給」に改める。